

# IEEJ 地球温暖化ニュース



Vol.38 (2016 年 11 月～2017 年 6 月)

一般財団法人日本エネルギー経済研究所  
地球環境ユニット

予てより懸念されていた米国のパリ協定離脱が現実のものとなった。トランプ大統領は気候変動問題に積極的であった前政権とは異なる方針を選挙期間中から示していたが、実際に米国の気候変動政策は大きく転換することになった。翻って一部の州政府などは、連邦政府のこのような方針に準じず、独自に気候変動政策を押し進めている。

米国の気候変動政策が混迷している中、他国では気候変動への取組が着実に進展している。中国では本年に全国統一の排出権取引制度の導入が予定されており、英国においてはエネルギー供給者義務制度の第三フェーズが開始されている。

一方で、我が国では、ベンチマーク制度の業務部門への拡大や、ゼロエミッションを謳った電力プランが提供されるなど、官民がそれぞれ気候変動に対処している。

今回の四半期ニュースでは、このような動向について整理した。

地球環境ユニット担任 常務理事 黒木 昭弘

## 目次

1. 米国、パリ協定からの離脱を表明..... 2
2. カリフォルニア州議会で 2020 年以降の排出量取引制度の議論が始まる ..... 4
3. 中国の全国統一炭素排出権取引市場の動向 ..... 6
4. 英国、Energy Company Obligation 制度の改正..... 7
5. ホテル、百貨店のベンチマーク制度の開始 ..... 9
6. 環境省、日本版ナッジ・ユニットを発足 ..... 9
7. 東電 EP、国内初の法人向け水力限定料金プランを設定 ..... 10

## 1. 米国、パリ協定からの離脱を表明

トランプ大統領はパリ協定から離脱すると 6 月 1 日に発表した。トランプ大統領はホワイトハウスで開かれた会見の中で、パリ協定では中国やインドといった新興国が有意義な義務を負っていないため参加国にとって公平性が確保されておらず、米国経済に悪影響を与えると批判している。また、緑の気候資金に対して 2020 年までに 30 億ドル拠出するとしていた国際公約を取り下げるとした。

他方で、米国にとって公平な形であれば、パリ協定あるいは異なる気候変動の枠組みについて再交渉の余地があるとも述べている。ただし、再交渉については、フランス・ドイツ・イタリアの首脳がパリ協定の再交渉は不可能であるとの共同声明を発表し、米国をけん制している。

パリ協定からの離脱のみならず、トランプ大統領は前政権で実施・計画されていた気候変動政策から大きく方針を転換している。

トランプ大統領は大統領選の選挙公約として、気候変動やエネルギー関連の規制を緩和し、低廉なエネルギー価格により、国内経済を活性化させることを掲げていた。この公約を実現させるために、3 月 28 日にオバマ政権で実施された気候変動政策の見直しをエネルギー省や環境保護庁等の関連機関に指示する大統領令に署名した。今回の大統領令によりこれまで抑制されていた経済活動を活性化し、国内雇用の増加に繋げるとしている。大統領令の具体的なポイントは次の通りである。

- ①クリーンパワープラン制度の停止・修正・廃止
- ②新設石炭火力の CO<sub>2</sub>排出規制の停止・修正・廃止
- ③石炭・天然ガス採掘時のメタン排出規制の見直し
- ④気候変動の社会的コスト (SCC) 推計結果を見直し (既に発表された SCC の無効)
- ⑤連邦所有地における炭鉱の新規開発停止を解除
- ⑥関係機関へエネルギー生産・開発等を阻害する法規制の見直し指示

この大統領令により、オバマ政権下で実施されていた気候変動政策の多くが廃止や修正を視野に入れた見直しを行うための手続きに進むことになる。しかし、トランプ政権が掲げる気候変動政策を実現するためには 2 つの課題を有している。1 つ目は、トランプ大統領が見直しを指示している政策が実現しない可能性があることである。例えば、③石炭・天然ガス採掘時のメタン排出規制の見直しでは、トランプ大統領の所属政党である共和党議員が上院の過半数 (52 議席) を占めていたにも関わらず、共和党議員も 3 名、反対し否決された。このように大統領の意向通りに議会の同意を得られるとは限らない。2 つ目は、政策の実効性である。仮に合衆国議会において廃止法案が通過するとしても、連邦政府の政策が州レベルにおいても同様に取組まれるとは限らないため、政策効果が限定的になる可能性がある。実際に、一部の州などの地方政府や企業は連邦政府に追随せず、独自に気候変動政策を推進している。これらの取組みは中国・国連との連携を探ることやパリ協定を堅持する州政府グループを結成するなどの動きが見られる。

このように、トランプ大統領による方針転換が、米国の気候変動に対する取組にどの程度影響を与えるかは不透明な状況にある。

(文責 小川 元無)

(出所)

- [1] Governor Inslee's Communications Office (2017) "California, New York and Washington Have United to Back the Paris Climate Accord" (2017/6/01)  
<http://time.com/4802590/climate-alliance-paris-accord-new-york-california/>
- [2] Reuters (2017) "Bid to revoke Obama methane rule fails in surprise U.S. Senate vote" (2017/5/10)  
<http://www.reuters.com/article/us-usa-congress-idUSKBN18620F>
- [3] Voice of America (2017) "California Governor Brown Says US Will Stay in Climate Fight" (2017/6/06)  
<https://www.voanews.com/a/california-governor-brown-climate/3888783.html>
- [4] VOX (2017) "Read President Trump's executive order on climate change" (2017/3/28)  
<http://www.vox.com/latest-news/2017/3/28/15094182/read-trump-executive-order-climate-change>
- [5] The White House (2017) "Presidential Executive Order on Promoting Energy Independence and Economic Growth" (2017/3/28)  
<https://www.whitehouse.gov/the-press-office/2017/03/28/presidential-executive-order-promoting-energy-independence-and-economy-1>
- [6] The White House (2017) "Statement by President Trump on the Paris Climate Accord" (2017/6/01)  
<https://www.whitehouse.gov/the-press-office/2017/06/01/statement-president-trump-paris-climate-accord>

## 2. カリフォルニア州議会で 2020 年以降の排出量取引制度の議論が始まる

カリフォルニア州では、2030 年までの温室効果ガス (GHG) の排出削減目標として、「1990 年比で 40%削減」、を既に設定している。2015 年にブラウン州知事が発表した目標値を踏まえて、2016 年に州議会在カリフォルニア州法として、2030 年までの温暖化対策に取り組むものとし、その中で、改めて 40%目標が設定された。

しかし、2016 年に制定された法律では、排出量取引制度については、2020 年以降、どのような位置づけとなるのか、明確にされず、排出量取引制度が今後も継続して実施されるのか不透明な状況となっていた。

これを受けて、今年に入り、州議会で排出量取引制度に関する本格的な協議が始まり、州議会には 3 つの法案が提出された (下院に提出された AB151、AB348 と上院に提出された SB775)。全て 2020 年までのカリフォルニア州の温暖化対策を定めた法律、AB32 の修正案として提出されているが、法案の概要は以下のようになっている。

- AB151:排出量取引制度については大幅な変更を加えず、2030 年目標の達成に必要とされる技術の導入にあたって必要とされる教育・訓練等のプログラムの実施を求めるもの。
- AB378:GHG 以外に大気汚染物質も規制対象とし、市場メカニズムの活用制限を加えるもの。
- SB775:既存の制度を根本から変え、下限価格 (US\$20) と上限価格 (US\$30) を設定した上で排出枠を全量、オークションで売却。その売却益を温暖化対策の実施のため負担増となっている貧困層への支援、インフラ整備などに充てる。同時に、州内の企業の競争力を確保するための取組みの実施を求めるもの。

これらは全て民主党所属の州議会議員から提案されたものである。民主党が州議会の上院、下院の両方で議席の 3 分の 2 を占めているものの、上記のように法案の内容に大きな隔たりがあるため、果たして合意が得られるか不確実な状況となっている。

また、現在、行われている排出量取引制度を巡る訴訟の動向も、今後の法案の行方を不透明なものにしている。カリフォルニア州法では新たな課税措置の導入にあたっては州議会の 3 分の 2 の承認を得ることが必要とされているが、排出量取引制度の下で実施されている排出枠のオークションは新たな課税措置であるとして訴訟が起こされている。これまで、裁判所はオークションについて、新たな課税措置ではないと判断しているが、裁判は終了しておらず、州最高裁で争われることになっている。このような訴訟の動向から、排出量取引制度の合法性、特にオークションの合法性を担保するためにも、ブラウン州知事は州議会に対して 3 分の 2 の支持を得た修正案を可決することを求めている。しかし、現状では、いずれの案についても 3 分の 2 の支持が得られるのか予断を許さない状況となっている。

民主党系の知事の下で、州議会在民主党系の議員が圧倒的な多数を占めているが、訴訟の動向などもあり、2020 年以降のカリフォルニア州の排出量取引制度について、果たして継続して実施されるのか、不透明な部分が残されている。

(文責 : 小松 潔)

(出所)

- [1] AB-151 California Global Warming Solutions Act of 2006: market-based compliance mechanisms: scoping plan:  
[https://leginfo.legislature.ca.gov/faces/billNavClient.xhtml?bill\\_id=201720180AB151](https://leginfo.legislature.ca.gov/faces/billNavClient.xhtml?bill_id=201720180AB151)
- [2] AB-378 Greenhouse gases, criteria air pollutants, and toxic air contaminants.  
[https://leginfo.legislature.ca.gov/faces/billTextClient.xhtml?bill\\_id=201720180AB378](https://leginfo.legislature.ca.gov/faces/billTextClient.xhtml?bill_id=201720180AB378)
- [3] SB-775 California Global Warming Solutions Act of 2006: market-based compliance mechanisms.  
[https://leginfo.legislature.ca.gov/faces/billTextClient.xhtml?bill\\_id=201720180SB775](https://leginfo.legislature.ca.gov/faces/billTextClient.xhtml?bill_id=201720180SB775)

### 3. 中国の全国統一炭素排出権取引市場の動向

中国は今年中に全国統一炭素排出権取引市場の始動が予定されている。それに関連した動きとして中国認定排出削減量（CCER）に関する政策が改められた。発展改革委員会は 3 月 14 日に 2012 年から開始した、CCER の規定を定めた「温室効果ガス自主的削減取引管理暫定方法」の執行を事実上凍結し、同方法の改定に着手するという通知を公布した。その理由は CCER の取引量が少なく、個別のプロジェクトに問題が存在しているなどとしている。それに続いて 3 月 28 日に発展改革委員会は「全国炭素排出権取引市場構築全体方案意見徴収稿」（以下徴収稿という。）を公布し、「初期市場の商品は炭素割当のみとし、市場が成熟した後に国家が定めた条件を満たした CCER を追加する」とした。この文面では、CCER が初期市場から排除されると考えられるため、市場関係者は懸念した。筆者は昨年 10 月に北京で開催されたあるワークショップの場における、「初期市場では CCER を対象にすると課題が多い」という制度設計者のコメントを鮮明に記憶しており、前述の 2 つの出来事から CCER 抜きで全国市場を開始することがますます現実味を帯びるようになったと感じた。CCER 抜きで市場を開始することに対しては、多くの対象企業や CCER 開発事業者が反対する立場を表明したと報道されているが、CCER 除外により市場への供給量が抑えられ、企業への排出量割当が緩くても取引価格の維持が可能というメリットがあるほか、初期市場では予期せぬ不安定要素が多く生じると想定されるため、優先順位を付けて市場全体の運営と育成を優先することは賢明であると言える。この意味で、中国政府は先行している EUETS や KETS 等の経験と課題を教訓に、慎重に船出を切ろうとする意図が鮮明に見て取れる。

また、同「徴収稿」では、初期の取引参加者は個人を認めないことや、割当方法としてベンチマークとグランドファザリングを使うとしている。ただし、既存の地方市場がどのように全国市場に統合されるかは不明のままである。ちなみに、5 月 2 日の週の地方市場の炭素取引価格は北京市では依然として最高で 50 元/トン以上（1 元は約 16 円）、上海市、福建省は約 35 元/トン、深セン市約 30 元であったが、重慶市は 1.0 元/トンまで下落した。重慶市の下落の原因として、重慶市の排出量削減目標が既に達成可能であることや、重慶市政府が全国市場の開設後も市場を継続する意思を表明していないこと、小規模企業が全国市場から除外されると観測されていることなどがあると思われるが、真の原因は不明である。

一方、5 月中旬に中国のソーシャルネットワークアプリである微信上では、全国市場の対象とされる発電、セメント、電解アルミニウムという 3 セクターに関するベンチマーク指標や割当方法等が個人アカウントから発信された。同情報は全国市場の関係者トレーニング用の資料とされているが、それにより中国政府は 3 セクターで全国統一取引市場を始動するのではとの観測が強まった。

このように、中国の全国市場が始動する日が近づくにつれ、関連動向が一層注目を集めそうである。

（文責：沈 中元）

（出所）

[1] 炭素排出網、「全国炭素市場最新動向の追跡」

<http://www.tanpaifang.com/tanguwen/2017/0328/58889.html>

[2] 中創炭投、炭市場週報（2017.5.2-5.5）

<http://www.sino-carbon.cn/>

#### 4. 英国、Energy Company Obligation 制度の改正

英国では、エネルギー小売り事業者に対して省エネルギー・CO<sub>2</sub>削減目標を課し、家庭部門での断熱改修等により目標を達成するエネルギー供給者義務制度を実施している。英国における同制度の導入は 1994 年の Energy Efficiency Standards of Performance (EESoP 1) に遡り、以来、目標水準を拡大するとともに、効率性の向上という当初の目標から現在では、CO<sub>2</sub>排出削減を目標とした政策手段に変遷するなど、エネルギーを取り巻く状況の変化に応じて形を変えながら深化している。2013 年から同制度は、Energy Company Obligation (ECO) と名称を変更、第一フェーズを 2013 年 4 月-2014 年 3 月末に実施した後、2015 年 4 月-2017 年 3 月末に第二フェーズ、そして 2017 年の 4 月から第三フェーズが始動している。

ECO 実施の背景にある考え方としては、「競争環境にあるエネルギー小売り事業者に対して省エネルギー義務を課すことで、より費用対効果の高い省エネルギー手段を実施することと、費用対効果の高い省エネルギー手段の実施のみでは、必ずしも対象とならない「低所得者層向けの省エネルギーを推進し、エネルギー貧困を解消する」の 2 点に集約できる。同制度では、省エネルギー投資への支払いが困難な低所得者層・貧困層の住宅や改修が難しい断熱への対策に対してエネルギー会社が投資を支援している。なお、ECO によってエネルギー会社が負担した費用は、電力・ガス料金への上乗せを通じて広く国民が負担することになる。

2013 年 4 月に始動した ECO 制度では、断熱材の設置促進を対象とした Carbon Emission Reduction Obligation、低所得世帯と地域を対象とした Carbon Saving Community Obligation、低所得世帯の断熱対策を対象とした Home Heating Cost Reduction Obligation を柱として実施されていた。他方、2017 年 4 月から新たに実施されている第三フェーズでは、Carbon Saving Community Obligation を廃止する一方で、Carbon Emissions Reduction Obligation の目標水準ならびに Home Heating Cost Reduction Obligation の目標水準を向上させている[1]。

表 : Energy Company Obligation における目標の変遷

義務	詳細	ECO1: 2013年4月-2015年3月末までの目標	ECO2: 2015年4月-2017年3月末までの目標	ECO3: 2017年4月-2018年3月末までの目標
Carbon Emission Reduction Obligation (CERO)	1枚壁や修繕が難しい壁(hard-to-treat cavity 壁)における断熱材の設置促進。投資が困難な断熱対策の提供。	2,090万t-CO <sub>2</sub> の削減	1,240万t-CO <sub>2</sub> の削減	1,970万t-CO <sub>2</sub> の削減
Carbon Saving Community Obligation (CSCO)	低所得世帯及び地域における家屋への断熱材の導入及び地域熱供給への接続支援。	680万t-CO <sub>2</sub> の削減	600万t-CO <sub>2</sub> の削減	廃止
Home Heating Cost Reduction Obligation (HHCRO) (Affordable Warmth Target)	低所得世帯に対する断熱対策やボイラーと蓄電暖房機器の更新。	42億ポンドの光熱費削減	37億ポンドの光熱費削減	64.6億ポンドの光熱費削減

出典 : Ofgem ホームページ <https://www.ofgem.gov.uk/environmental-programmes/eco/support-improving-your-home>

ECO 制度の改定は、消費者負担の節減を目途としている。平均的な英国の世帯では、年間消費者の電力ガス料金の支払いが 1,300 ポンドであるところ、全体の 4%を占める 50 ポンドが ECO 制度の原資として支払われていた。2017 年 4 月から実施される制度では、これをエネルギー供給事業者による費用対効果の高いプログラム実施により、2%に縮小することを目標としている。2014 年の議会選挙の際、エネルギー価格をいかに下げるかが争点となった際、ECO への消費者費用負担を下げることで妥協点が見いだされている[2]。

英国では ECO 制度のみならず、同制度を他の政策とのバランスを考慮し実施している点も重要である。すなわち、ECO 制度の内容変更を行う一方で、Building Regulation では、賃貸事業者に対して、省エネルギー基準を満たさない建築物の賃貸に際して改修工事を指示することを 2018 年 4 月から新たに義務制度として導入するなど、課題に応じ新たな制度導入を機動的に対応している[3]。

このように、エネルギー市場の変化ならびにエネルギー供給者義務制度の目的が変遷するものの、効率性の向上と公平性の観点の両立に向け同制度を活用していることと、省エネルギー・気候変動政策のポリシーミックスの中で、他の政策も課題に対応するために常に変遷を遂げながら機動的に政策形成をおこなっていることは、日本の将来的な省エネルギーの更なる深化に向け重要な示唆を与える。

(文責 土井 菜保子)

(出所)

- [1] Ofgem ホームページ  
<https://www.ofgem.gov.uk/environmental-programmes/eco/support-improving-your-home>
- [2] DECC (2014). "Estimated Impacts of Energy and Climate Change Policies on Energy Prices and Bills".
- [3] Residential Landlord Association ホームページ  
<https://www.rla.org.uk/landlord/guides/minimum-energy-efficiency-standards.shtml>

## 5. ホテル、百貨店のベンチマーク制度の開始

---

2017 年 4 月からホテル業、百貨店業のベンチマーク制度が開始された。ベンチマーク制度は、省エネ法の努力義務であるエネルギー消費原単位を年平均 1%以上低減することが困難な省エネ優良事業者を適切に評価することを目的として、2008 年度から産業部門 6 業種 10 分野に対して導入された。業務部門へのベンチマーク制度の拡大は、2018 年度中にベンチマーク制度のカバー率を全部門の 7 割とするとした、2015 年 11 月の未来投資に向けた官民対話における総理発言に基づいている。これまでに、業務部門では 2016 年 4 月にコンビニエンスストア業に導入されていた。今後もベンチマーク制度を導入する業種は拡大されていく見込みで、食料品スーパー、貸事務所、ショッピングセンターが検討業種として掲げられている。

(文責：野田 冬彦)

(出所)

- [1] 省エネルギー小委員会、「中間取りまとめを踏まえた省エネ施策の検討状況」(2017 年 5 月 8 日)  
[http://www.meti.go.jp/committee/sougouenergy/shoene\\_shinene/sho\\_ene/pdf/022\\_02\\_00.pdf](http://www.meti.go.jp/committee/sougouenergy/shoene_shinene/sho_ene/pdf/022_02_00.pdf)

## 6. 環境省、日本版ナッジ・ユニットを発足

---

2017 年 4 月、環境省は日本版ナッジ・ユニットを発足した。正式名称は、「低炭素型の行動変容を促す情報発信（ナッジ）による家庭等の自発的対策推進事業」で、事業期間は 2017 年から 2021 年の予定である。近年欧米では、行動科学等の理論に基づくアプローチに基づき、国民一人一人の行動変容を直接促しライフスタイルの変革を創出する取組を促進するために、政府関連機関の下に「ナッジ・ユニット」等と呼ばれる組織を設立している。この取組は、費用対効果が高く、対象者にとって自由度のある新たな政策ツールとして着目されている。今般、日本で開始される事業（日本版ナッジ・ユニット）は、家庭・業務・運輸部門等の CO<sub>2</sub>排出実態に係るデータを収集、解析し、個別の実態を踏まえた上でフィードバックを実施することにより、CO<sub>2</sub>排出削減を促す行動変容のモデルを構築するものである。また、この事業は、地方公共団体や米国エネルギー省、ハーバード大学等との連携し、当該モデルの日本への持続的適用可能性の実証や、日本特有のパラメータの実地検証を行うことを目的としている。

(文責：野田 冬彦)

(出所)

- [4] 環境省プレスリリース、「日本版ナッジ・ユニットを発足します！～平成 29 年度低炭素型の行動変容を促す情報発信（ナッジ）による家庭等の自発的対策推進事業の採択案件について～」(2017 年 4 月 14 日)  
<http://www.env.go.jp/press/103926.html>

## 7. 東電 EP、国内初の法人向け水力限定料金プランを設定

東京電力エナジーパートナー（東電 EP）は、東京電力グループ（東電 G）の一般水力発電（揚水及び FIT 対象設備 を除く）の発電電力量相当を販売する法人向け料金プラン「アクアプレミアム」を新たに創設した。2017 年 4 月から、新丸の内ビルディング（三菱地所）、ソニー本社、ソニーシティ大崎、ならびにキリンビール取手工場、キリンビバレッジ湘南工場の計 5 物件へ、本プランによる電力が販売される。

アクアプレミアムは、火力や原子力等を含む電源ポートフォリオの中から一般水力発電を電源とした発電電力量相当（kWh）を切り出して、需要家のベース電力を供給する国内初のグリーン料金メニューである。これまでは、「1 事業者=1 排出係数」がルールであったことから、小売電気事業者が排出係数の異なる複数の料金プランを販売することができなかった。しかしながら、国の「温対法に基づく事業者別排出係数の算出方法等に係る検討会」において検討が進められ、料金プランに応じた CO<sub>2</sub>排出係数（メニュー別排出係数）として、本プランのように、発電の際に CO<sub>2</sub>を排出しない水力発電の発電電力量相当を販売するグリーン料金メニューの設定が可能となった。今回創設した料金プランのアクアプレミアムは、契約電力 500kW 以上の法人向けに、発電の際に CO<sub>2</sub>を排出しない水力発電の発電電力量相当を販売するもので、需要家は使用する電力の全部または一部（ベース側の需要）を本プランの電力で賄うことで、CO<sub>2</sub>排出量を削減することが可能となる。具体的には、地球温暖化対策の推進に関する法律の「温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度」において、CO<sub>2</sub>排出量の削減に寄与できるメリットがある。キリンググループは、上記 2 工場における合計使用量の約 6 割を本プランによる電力で賄うことで、年間約 1.5 万トンの CO<sub>2</sub>排出量の削減を見込む。さらに、東電 G は本プランにより得られた売り上げの一部を、設備改良による高効率化や水源涵養林の育成など水力電源の維持・拡大へ活用するとしており、需要家は間接的に環境に配慮した事業活動の実施にも貢献できる。

パリ協定が発効し、日本は 2030 年に温室効果ガスを 26%削減（2013 年度比）するという目標を掲げ、特に業務部門においては厳しい目標水準が設けられている。このような中、アクアプレミアムのようなグリーン料金メニューのニーズは、今後増していくことも想定され、本件に関する他の電力会社の動向にも注視していきたい。

（文責 熊澤 翔）

（出所）

- [5] 東電 EP、「法人のお客さま向け料金プラン「アクアプレミアム」の創設～CO<sub>2</sub>を排出しない水力発電のみを販売する国内初の料金プラン～」（2017 年 3 月 2 日）  
[http://www.tepco.co.jp/ep/notice/pressrelease/2017/1386201\\_8662.html](http://www.tepco.co.jp/ep/notice/pressrelease/2017/1386201_8662.html)
- [6] 東電 EP、「キリンググループさまに「アクアプレミアム」をご採用いただきました～CO<sub>2</sub>を排出しない水力発電料金プランの「工場初」導入～」（2017 年 3 月 28 日）  
[http://www.tepco.co.jp/ep/notice/news/2017/1398052\\_8905.html](http://www.tepco.co.jp/ep/notice/news/2017/1398052_8905.html)
- [7] キリンホールディングス、「“食品・飲料業界初”キリンググループ 2 工場で CO<sub>2</sub>を排出しない水力発電による電力を採用」（2017 年 3 月 28 日）  
[http://www.kirinholdings.co.jp/news/2017/0328\\_02.html](http://www.kirinholdings.co.jp/news/2017/0328_02.html)
- [8] 経済産業省、環境省、「電気事業者ごとの実排出係数及び調整後排出係数の算出及び公表について（平成 28 年 1 月 27 日）」  
[http://www.kantei.go.jp/jp/singi/ondanka/kaisai/dai35/pdf/jikko\\_keikaku.pdf](http://www.kantei.go.jp/jp/singi/ondanka/kaisai/dai35/pdf/jikko_keikaku.pdf)